

# 兵庫県公報

平成20年 6月24日 火曜日 第 1990 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
国土調査の成果の認証（農地整備課）.....	1
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）.....	2
景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）.....	3
淡路・東浦都市計画公園事業の事業計画の認可（平成20年近畿地方整備局告示第105号）（公園緑地課）.....	3
病院局辞令	
中道 恒雄ほか .....	4
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 .....	4
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 .....	5
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 .....	5
公安委員会告示	
遊泳区域の指定 .....	6
正 誤	
平成20年 3月28日付け兵庫県公報第 6号外中 .....	9
平成20年 3月31日付け兵庫県公報第17号外中 .....	9

## 告 示

### 兵庫県告示第655号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間  
平成17年 6月から平成20年 2月まで
- (3) 成果の名称  
神崎郡神河町（大字山田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
神崎郡神河町山田の一部
- (5) 認証年月日  
平成20年 6月12日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間  
平成18年 5月から平成20年 3月まで
- (3) 成果の名称  
神崎郡神河町（大字根宇野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
神崎郡神河町根宇野の一部

- (5) 認証年月日  
平成20年6月12日

兵庫県告示第656号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
旭硝子株式会社高砂工場  
高砂市梅井5丁目6番1号  
工場長 原 納 猛
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
旭硝子株式会社高砂工場  
高砂市梅井5丁目6番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	53号イ 研磨洗浄施設	
能	力	20m <sup>2</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～20時 12時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8.5	6～8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	30
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	50
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	35	35
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	5	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	

使用時において当該特定施設から排出される 汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日）	0	0.5
---	---	-----

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 6月24日から同年 7月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第657号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社城陽  
代表者の氏名 山 本 昌 基  
住所 加古郡稲美町中村1222
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 5 C A R A T S O N O  
所在地 小野市敷地町字ウチダ1382 - 26、1382 - 98
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局県土整備部建築第1課  
縦覧期間 平成20年 6月24日から同年 7月7日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成20年 6月24日から同年 7月7日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、淡路・東浦都市計画公園事業の事業計画の認可告示（平成20年近畿地方整備局告示第105号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
淡路・東浦都市計画公園事業  
9.6.1号 淡路島公園
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在地  
(1) 収用の部分

兵庫県淡路市楠本字西田、字馬乗及び字千茅地内  
 (2) 使用の部分  
 なし  
 5 事業施行期間  
 平成20年 6月4日から平成23年 3月31日まで

病 院 局 辞 令

平成20年 5月31日付 (県立加古川病院診療部内科部長)  
 中 道 恒 雄  
 願により兵庫県職員を免ずる  
 平成20年 6月1日付 (県立尼崎病院診療部精神科部長)  
 鈴 木 由美子  
 県立がんセンター診療部精神科部長に兼ねて補する (県立西宮病院診療部内科部長)  
 安 永 祐 一  
 県立光風病院診療部内科部長に兼ねて補する

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号  
 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。  
 平成20年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表相生市の項中

「

半田外科病院	同 市旭3丁目2-18
--------	-------------

」

を  
「

半田中央病院	同 市旭3丁目2-18
--------	-------------

」

に改め、同表豊岡市の項中

「

公立豊岡病院組合立日高病院	同 市日高町岩中81
公立豊岡病院組合立出石病院	同 市出石町福住1300

」

を

「

公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター	同 市日高町岩中81
公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター	同 市出石町福住1300

」

に改め、同表宝塚市の項中

「

医療法人 尚和会 第一病院	同 市向月町19 - 5
---------------	--------------

」

を

「

医療法人 尚和会 宝塚第一病院	同 市向月町19 - 5
-----------------	--------------

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成20年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,724

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 822,694

兵庫県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成20年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

(選 挙 区 名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	54,930
神戸市灘区	34,480
神戸市中央区	31,691
神戸市兵庫区	30,421
神戸市北区	61,092
神戸市長田区	27,926
神戸市須磨区	46,020
神戸市垂水区	60,994

神戸市西区	65,071
姫路市	133,571
尼崎市	126,792
明石市	78,662
西宮市	125,204
洲本市	13,773
芦屋市	25,691
伊丹市	52,205
相生市	8,984
豊岡市	24,333
加古川市	71,159
龍野市	10,898
赤穂市及び赤穂郡	18,799
西脇市	9,906
宝塚市	60,759
三木市	22,680
高砂市	25,595
川西市及び川辺郡	51,946
小野市	13,165
三田市	29,081
加西市	13,190
篠山市	12,392
養父市	7,780
丹波市	19,111
南あわじ市	14,503
朝来市	9,432
淡路市	13,884
宍粟市	11,934
加東市	10,646
多可郡	8,643
加古郡	17,779
飾磨郡	7,507
神崎郡	12,688
揖保郡	20,026
佐用郡	5,778
美方郡	10,709

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第179号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年6月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の 指定期間	管轄警 察署

須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月10日から同年8月24日まで	須磨警察署
明石松江海水浴場	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江地先の海域で、明石松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月31日まで	明石警察署
白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
的形海水浴場	姫路市的形町の形	姫路市的形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月10日から同年8月31日まで	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月5日から同年9月30日まで	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月31日まで	たつの警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月10日から同年8月25日まで	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年7月1日から同年8月25日まで	豊岡北警察署

三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月17日まで	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月17日まで	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月17日まで	美方警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月 2日から同年 8月31日まで	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通 1 丁目	洲本市海岸通 1 丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月 1日から同年 8月31日まで	洲本警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市郡家	淡路市郡家地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	淡路警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島墓浦	淡路市野島墓浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成20年 7月19日から同年 8月24日まで	南あわじ警察署



## 正 誤

平成20年 3月28日付け（兵庫県公報第 6 号外）  
 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県教育委員会規則第 4 号）  
 中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
3	下から16	第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条第 1 項中「の承認を受け」を「に届け出」に改め、同条を第20条とする。	第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条第 1 項中「の承認を受け」を「に届け出」に改め、同条を第21条とし、第16条を第20条とする。

平成20年 3月31日付け（兵庫県公報第17号外）  
 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（平成20年兵庫県訓令第 4 号）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
42	上から 2	の欄32の 2 の次に	の欄32の次に
	上から 3	32の 3	32の 2
43	上から13	同欄 2 から 5 まで及び同項専決事項の欄 1 及び 2 中「に基づき」を「の規定に基づき」に改め、	同欄 2 から 4 まで及び同項専決事項の欄 1 及び 2 中「に基づき」を「の規定に基づき」に改め、同項委任事項の欄 5 中「第38条の 5 第 6 項に基づき」を「第38条の 5 第 6 項の規定に基づき」に改め、